

【課題3】陳情者からの意見聴取について

1 趣旨

陳情者から直接意見等（趣旨説明）を聴取し、陳情の提出に至った背景や願意を詳細に把握することにより、付託委員会における陳情の審査をより充実したものとする。

2 意見聴取の時期

本会議における議案付託予定日の翌日

【主な意見】

- ・ 他の議会では、請願・陳情を住民からの政策提案のような位置付けで捉え、提出者に委員会にも出席してもらって一緒に議論する例もあり、委員会の前に意見交換をする例もある。

3 意見聴取のメンバー

付託委員会委員

【主な意見】

- ・ 委員外議員も、一般の委員会と同じように傍聴を認めてもいい。

4 意見聴取の流れ

- (1) 陳情を受理する際、趣旨説明の希望の有無を確認し、希望する場合は意見聴取予定日時を伝える。
- (2) 正副委員長、各委員及び正副議長に陳情者が趣旨説明を希望している旨を伝える。
正副委員長及び各委員に出席の有無を確認する。
- (3) 正副委員長、各委員、正副議長、陳情者に趣旨説明の実施が決定した旨を伝える。

5 意見聴取の対象とする陳情

原則として、付託される陳情の全てを対象とする。

【主な意見】

- ・ 原則として、提出者が希望すれば対象として実施すべきである。そうしないと、開かれた議会にはならない。
- ・ 区民から提出されたものと区民以外から提出されたものとを、区別する必要はない。

6 開始時期

平成25年第3回定例会から実施

7 区民等への周知

陳情を受理する際に本制度の説明をするとともに、区議会ホームページ及び区議会だより等を活用し、周知する。

8 実施状況

平成25年第3回定例会から実施（25年 陳情3件、26年 陳情5件）